

◆鳥取縣告示第五百八十號  
本年十月一日施行ノ國勢調査ニ對スル國勢調査員ノ異動左ノ如シ  
昭和十年九月三十日

國勢調査員ヲ任命シタルモノ  
鳥取市  
同  
米子市  
氣高郡大正村  
西伯郡境町  
松小大小角佐岡濱田藤村林谷永誠貞一郎  
國勢調査員ヲ解任シタルモノ  
鳥取市  
同  
米子市  
氣高郡岩井町  
西伯郡加茂村  
足森秀  
三小中安岡濱足  
谷谷山田本  
武幸辰寛武房  
太之一郎  
治郎雄助郎藏重

# 鳥取縣公報

告示

號外

月曜日

鳥取縣知事 中 谷

昭和十年九月三十日

氣高郡青谷町  
氣高郡松保村  
氣高郡大正村  
東伯郡三朝村  
東伯郡以西村  
東伯郡大誠村

米子市  
同  
同  
同  
同  
同  
飯中松岡太山田  
田井原田垣田

米子市  
同  
同  
同  
同  
同  
幸輝甚茂  
憲郎吉美一男

東伯郡八橋町  
西伯郡境町  
日野郡山上村

西伯郡加茂村  
磯三柏笠下中王

村上木岡西井春  
文馬整重壽  
太次一郎  
郎雄治

九月二十五日西伯郡住吉村ヲ廢シ其ノ區域ヲ米子市ニ合併セシニ依リ之ニ伴ヒ元住吉村左記國勢調査員ヲ米子市國勢調査員末尾ニ追記シ住吉村ヲ削除ス

昭和十年九月三十日印刷

發行者 鳥取縣 島取市 東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村 大字古海 縣  
鳥取刑務支所